

第22期文化審議会第2回総会（第88回）

令和4年6月28日

【佐藤会長】 それでは、ただいまより今年度の文化審議会第2回総会を開催いたします。今年度、委員の皆様が集まって初めての会議となりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。本日は、都倉文化庁長官にも御出席いただいております。

このたび、文化芸術推進基本計画の第2期の策定に向けて、審議会として諮問をいただくことになりました。

まず、都倉長官より御挨拶をいただきたいと思ひます。

【都倉長官】 おはようございます。本日は、御多用中の中、文化審議会総会に御参加いただき、誠にありがとうございます。私は、昨年4月、文化庁長官に就任いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で文化芸術活動が縮小する中、文化芸術活動に関わる全ての皆様に対してメッセージを発信させていただきました。

文化芸術活動は、人間が生きていく上で必要不可欠なものである。当時は、ありとあらゆる文化芸術活動が縮小し、美術館、博物館も含めた公的な施設も全部閉館というような憂き目に遭っておりました。

私は、人が生きていく上で、やはり文化芸術はなくてはならないものであつて、それを遮断することは、最後の手段であるべきだというふうに強調してまいりましたが、去年は、なかなかそういうわけにはいかず、本当にいろいろな方に様々な御苦勞をお掛けしたと思ひます。

昨年の国民文化祭の開会式におきましても、天皇陛下から、文化芸術は人の心に潤いを与えるものだというお言葉もいただいた次第であります。そういう意味では、ポストコロナに向かつて、ますます日本の文化芸術活動の施策をしっかりとさせなければいけないというふうに考えております。

日本には、地域における伝統的な文化祭、地域に根差してきた様々な文化、有形・無形の文化財、メディア芸術など魅力のある文化芸術にあふれているわけであります。引き続き、文化芸術が生きるために不可欠であるという信念の下に、また、日本のすばらしい魅力を世界に伝えるという意味でも、幅広い人々の心に届くように文化行政に取り組みたいというふうに思っております。

さて、今年度は、文化審議会において次期文化芸術推進基本計画を御検討いただきたく、本日、新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策ということで諮問をさせていただきます。

具体的には、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策、文化と経済の好循環を創造するための方策、文化芸術行政の効果的な推進の在り方を中心に御審議をいただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、幅広い見地、お立場から自由闊達な御検討をいただき、年度内には御答申をいただきたいと考えております。文化芸術立国の実現に向け、精力的な御審議をお願いする次第であります。

本日は、先ほど会長からもございましたように、皆様が集う第1回目であります。皆様からの自己紹介、あるいは文化政策全般への御意見を賜りたくお願いを申し上げます。

今年度も各部会・分科会において精力的な調査審議を行っていただくことをお願いして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【佐藤会長】 都倉長官、どうもありがとうございました。

【須原企画調整課企画調整官】 それでは、諮問文を都倉長官から佐藤会長へ手交いただければと思います。

(諮問手交)

【須原企画調整課企画調整官】 ありがとうございました。

【佐藤会長】 それでは、都倉長官どうもありがとうございました。

都倉長官には、御公務のために、ここで退室されるということでございます。どうもありがとうございました。

【都倉長官】 ありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

【佐藤会長】 それでは、改めまして、今期の文化審議会の開会に当たりまして、会長として私の方から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

第1回は持ち回りでしたので、今回初めて委員の皆様が集う形で総会を開催することになりましたので、ここで御挨拶させていただきます。

昨年に続きまして、当審議会の会長に就任させていただきました佐藤信でございます。文化政策は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、先ほどの長官の御挨拶にもありましたように、文化芸術に関する多くの活動はもちろん、それから文化財についても、その保存活用などについての事業が縮小や自粛を余儀なくされるというようなことで大変大き

な影響を受けて、回復はまだ道半ばだろうと思います。

これからウィズコロナ・ポストコロナ時代の文化政策について、しっかり本審議会で審議していくことが求められていると思います。

委員の皆様積極的に御意見をいただきながら、引き続き芸術文化活動の振興や文化財の保存活用の充実のほか、日本語教育の推進や著作権制度の整備、国際交流など、幅広い分野に取り組んで文化芸術立国の実現につなげてまいりたいというふうに思います。

本年度は、早いもので第1期の文化芸術振興基本計画の最終年でありまして、次期計画の検討を進めていくこととなります。先ほど諮問もいただいたわけでございます。

委員の皆様におかれましては、本審議会における文化政策の調査審議や円滑な議事運営のために、引き続き、是非御協力をお願いしたいと思います。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、恒例であります。続きまして委員の皆様について事務局から御紹介したいと思います。併せて事務局の紹介もお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 委員の詳細につきましては、参考資料に名簿をつけておりますので、そちらを御覧いただければと思いますが、私の方からお一人ずつ御紹介させていただきます。

まず、最初に岩崎委員でございます。

続きまして、ただいま御挨拶いただきました佐藤委員でございます。

【佐藤会長】 佐藤です。どうぞよろしくお願い致します。

【須原企画調整課企画調整官】 続きまして、島田委員でございます。

【島田委員】 よろしく致します。

【須原企画調整課企画調整官】 続きまして、島谷委員でございます。

【島谷会長代理】 島谷です。よろしくお願い致します。

【須原企画調整課企画調整官】 続きまして、茶園委員でございます。

【茶園委員】 茶園です。よろしくお願い致します。

【須原企画調整課企画調整官】 中江委員でございます。

【中江委員】 中江有里です。よろしくお願い致します。

【須原企画調整課企画調整官】 浜田委員でございます。

【浜田委員】 浜田です。よろしくお願い致します。

【須原企画調整課企画調整官】 藤井委員でございます。

【藤井委員】 藤井です。よろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 松田委員でございます。

【松田委員】 松田陽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 宮崎委員でございます。

【宮崎委員】 宮崎です。よろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 渡辺委員でございます。

【渡辺委員】 渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 ありがとうございます。

本日、井上委員、河島委員、河野委員、西岡委員は御欠席となっております。また、沖森委員は御出席と聞いておりますけれども、今、確認させていただいている状況でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思えます。

次長の杉浦でございます。

【杉浦次長】 杉浦です。よろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 次長の塩見でございます。

【塩見次長】 塩見でございます。よろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 審議官の小林でございます。

【小林審議官】 よろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 内閣審議官の表でございます。

【表内閣審議官】 表と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 文化財鑑査官の奥でございます。

【奥文化財鑑査官】 奥でございます。よろしくお願いいたします。顔が映っておりませんで、すみません。

【須原企画調整課企画調整官】 政策課長の日向でございます。

【日向政策課長】 日向でございます。よろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 企画調整課長の寺本でございます。

【寺本企画調整課長】 よろしくお願いいたします。

【須原企画調整課企画調整官】 最後に、私が企画調整課企画調整官の須原と申します。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、本日の議題の(1)文化芸術推進基本計画(第2期)についてに移

りたいと思います。

先ほど長官から諮問をいただきましたが、改めて、第2期の文化芸術推進基本計画の検討について、諮問文に基づきながら事務局から説明をいただきたいと思います。

なお、第2期の文化審議会において1期計画の中間評価を実施しまして、文化芸術推進基本計画第2期に向けて、今期、文化審議会への申し送り事項をまとめておりますので、併せて御紹介をお願いしたいと思います。お願いします。

【須原企画調整課企画調整官】 それでは、資料1に基づきまして、説明させていただきます。資料1の方が諮問文全体をまとめた資料となっております。

まず初めに、文化芸術基本計画第7条におきまして、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならないというふうに規定されております。これに基づきまして、平成30年には第1期計画となります文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－を定めているところです。こちらは、平成30年度から令和4年度、今年度までの時間を対象といたしまして定めたものです。

ここでは、文化芸術の基本的価値と併せて社会的・経済的価値を有するという視点に立った上で、4つの目標と、それを実現するための戦略を提示していただいております。

第1期期間中の文化芸術を取り巻く状況について、下の方に書かせていただいております。

まず、左側、1点目、文化庁の機能強化がございます。先ほど御紹介いたしました文化芸術基本法に基づきまして、文化庁の新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正しております。さらに、令和2年には文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置などを行っております。

続きまして、コロナ禍の文化芸術というところで、先ほど長官の方からも、コロナ禍のことをお話いただきましたけれども、コロナ禍の影響によりまして、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小を余儀なくされました。また、地域の絆の礎である地域伝統行事等も大きな打撃を受けました。さらに、入国制限・国内移動制限等により、文化と観光の好循環の創出が困難な状況になりました。

そのような中で、文化芸術をなりわいとするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかになり、更に統括団体の機能の重要性が再認識されたところでございます。

このように第1期の計画期間の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、我が国の文化芸術のともしびを消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した施策を展開していく必要があります。それらについて取り組んできたところです。

さらに、一番右側ですが、社会の変化に対応した政策展開が求められている状況です。文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性が指摘されているところです。また、デジタル化の進展等により、表現活動や鑑賞形態の多様化、ビジネスモデルの変容が加速化しているところです。

そのような中で、芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性も指摘されております。また、国際会議等では、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記されているという状況です。

このようにグローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえ、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性が指摘されているところです。

こうした状況を踏まえ、諮問事項として、以下3つを書かせていただいているところです。これら3点を中心に議論をいただきたいと思っています。

まず1点目、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策でございます。

長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間において取り組むべき方策をおまとめいただきたいと思います。具体的には、団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする食文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の施策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等として挙げさせていただいております。

2点目は、文化と経済の好循環を創造するための方策でございます。

文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等について御検討いただければと思います。我が国の有形・無形の文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンターテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等についても御検討いただきたいと思います。さらに、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等についても御検討いただければと思っております。

続いて、3点目です。3点目は、文化芸術行政の効果的な推進の在り方でございます。

文化芸術行政の推進サイクルをどのようにしていくか。また、デジタル時代にどのような文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するかについて。さらに、文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点

を強化していくための方策について、おまとめいただきたいと思っております。

以上が諮問文の概要でございます。

続きまして、資料3に基づきまして、簡単に御説明させていただきます。資料3につきましては、昨年度、3月の文化審議会の方で決定していただいたものですので、皆様、既に御覧の資料かと思えます。こちらでは、第2期の基本計画の策定に向けまして、このような点を検討してほしいということで、総会の方でおまとめいただいたものでございます。

1ページ目を御覧いただければと思います。1ページ目では、2期計画の策定に当たっては、計画検討期間における新型コロナウイルス感染症の感染状況等をめぐる情勢や、文化芸術団体・文化施設をはじめとする文化芸術の担い手の活動の鈍化等、継続するコロナ禍の影響も十分に考慮しつつ、ウィズコロナ時代にふさわしい計画を策定することが重要であるといただいております。

文化芸術政策の推進による成果を適切に測定することができる指標を設定し、当該指標に基づき、計画期間中に適切なフォローアップを実施し、講ずべき政策を常に改善していくことが重要であるというふうにしていただいております。

さらに、その下につきましては、文化政策のより機動的かつ柔軟な政策展開、事業推進を可能とすべく、第2期基本計画においては、文化芸術政策推進の理念やグランドデザインを定め、各年度に遂行される予算事業や法改正・税制改正等の方向性は、毎年度策定する実施計画（仮称）において記載することを検討するという一方で、基本計画について、より大きい理念やグランドデザインを定めていくということで、おまとめいただいております。

その他、それぞれ項目につきまして、おまとめいただいておりますので、こちらにつきましては御参考に見ていただければというふうに思います。

続きまして、資料4につきましては、6月上旬に政府の方で、いわゆる骨太の方針ですとか、様々な閣議決定文書等が出されておりますので、そちらの文化芸術関係の記載の方を抜粋させていただきました。こちらにつきましては、今後、2期計画を作成する際の参考にしていただければということで、本日、提示させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。今後、文化政策部会において審議を進めていただいて、総会でまた御報告を受けるという予定になっておりますが、改めて、今期の私たち文化審議会の課題がかなり重いなということを実感いたしました。どうぞよろしく願いいたします。これについては、今後、文化政策部会の方でよろしくお願ひしたいと思います。

次に、本日は、委員の皆様が集まる今期初めての会議というふうになりますので、恒例ですが、委員の皆様から自己紹介も兼ねて、お一人ずつ御意見、抱負などをいただきたいというふうに思います。

一応、五十音順でお願いしたいと思いますが、私は、先ほど御挨拶しましたので外していただきまして、井上委員、ちょっと簡単な自己紹介や抱負をお願いしたいと思いますが、井上委員御欠席でした。失礼しました。

岩崎委員、お願いいたします。

【岩崎委員】 岩崎と申します。無形文化遺産部会に所属しております。よろしく願いいたします。

せっかく時間をいただきましたので、この無形文化遺産に関わる最近の様々な変化について、主に3つのポイントについて、お話をさせていただきたいと思います。

まず第1に、国内では、令和3年に文化財保護法の一部が改正されました。この改正によりまして、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度というものが新設されました。それによりまして、懸案でありました生活文化も文化財として保存、あるいは活用が可能となります。

令和3年、昨年12月末の時点で既に1件、伝統的酒造りと書道が登録されています。このことの意味ですけれども、これはユネスコの無形文化保護条約との関わりでとても大きな意味を持っています。これまで私が、この審議会の中で何度か意見を述べさせていただきましたけれども、ユネスコの無形文化遺産保護条約では、無形文化遺産というものを非常に広く定義しています。いわゆる日本で考える文化財保護法で扱う無形の文化財はもちろんのことですけれども、それに加えて私たちが日常の生活で獲得していく知識、いわゆる生活文化を含んでいます。

昨年の文化財保護法の一部改正によりまして、これまでの限定的な無形文化遺産という概念ではなくて、よりユネスコに近い、広い意味での無形文化遺産を文化財保護法の下で保護の対象とすることになったという大きな変化があります。昨年度は、この改正を受けて、既に皆さん御存じのとおり、昨年、新しく登録されました伝統的酒造りをユネスコ代表一覧表へ提案することとなり、今、それに向けた作業が進められております。

第2に、国内における進展ですけれども、ユネスコ無形文化遺産保護条約への対処方針が改定されたということです。これは何かといいますと、文化庁がどのようにユネスコ無形文化遺産保護条約に対応するのかということを示す基本方針でありまして、この方針が2004年



に日本がユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国になって以来、初めて改定されました。

具体的な変化ですけれども、それは、これまで日本からの記載提案を代表一覧表に限定していたんですが、この改定によりまして、今年度からほかの一覧表、例えばベストプラクティスですとか緊急保護一覧表というのがありますけれども、そういったものへの記載提案も検討することになります。

また、日本からの記載提案を、これまでは日本が単独で行うことを中心に検討してきましたけれども、他国との共同提案の可能性を積極的に検討していこうというような、これまでよりも幅広い多様な方法で記載提案を検討していこうという大きな変化が起きております。

例えば、ベストプラクティスという登録制度があるんですけども、それは条約の精神を生かして、無形文化遺産を効果的に保護したプログラムですとか、プロジェクトを選び出して、それを一覧表にして、ほかの締約国が、それを参考にして保護処置を行うという、そういったことを目指す制度です。

このベストプラクティスへの提案などは、無形文化遺産保護の長い歴史を誇る日本のようなところが、こういう分野には大いに貢献できるというふうに考えております。

3つ目ですけれども、最後は、ユネスコの中でも非常に大きな変化がありました。これは、まだ審議の途中で、今年7月の総会で最終的に決定される予定ですがけれども、無形文化遺産保護条約の根幹をなしています代表一覧、緊急保護一覧表、あるいはベストプラクティスなどの審査の方法ですとか、審査基準の見直しです。

この背景には、それぞれの一覧表の記載件数に大きな偏りがあるという問題ですとか、それから、審査基準とか審査過程をより分かりやすく、スムーズにしよう。あるいは記載提案の数が、今は非常に大きく制限されているという問題がありまして、そういった課題をまとめて、総合的に、なおかつ抜本的に見直そうということで、この作業が始まりました。

一連のこの作業は、まず最初に、各国の無形文化遺産に関わってきた専門家たちが現状評価を行って、その上で改善の提案を専門家たちが行いました。その後に締約国の代表が集まって、専門家からの提案を一つ一つ検討していくという流れで、最終的には今年7月の総会で決定されます。

昨年来行われている作業は、日本政府のファンディングによって行われています。条約の運用の改善に深く関わって、条約の安定運用を目指す日本政府のこのような努力は高く評価されています。

ということで、昨年から今年にかけて国内外で大きな変化が見られています。この変化を

総合的に言いますと、日本の文化財保護法とユネスコの無形文化遺産保護条約の関わり方が、これまでとは異なる段階に進んでいるということが分かってきます。これらの点について、今後もこの審議会でできる限り報告させていただきたいと思っております。

以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。大変勉強になる御意見を賜りまして、ありがとうございました。

それでは、続きまして沖森委員、自己紹介も兼ねて御意見、御抱負を賜ればありがたいんですが、もう参加なさっていると。

**【沖森委員】** 沖森でございます。

私、国語分科会に属しております、国語分科会の中でも国語課題小委員会の方に更に属しております。私の専門は、日本語学でありまして、国語審議会の後を継ぐ形での国語分科会で委員を務めております。

国語分科会は2つの小委員会から成り立ってございまして、国語課題小委員会と日本語教育小委員会、いずれも日本における国語施策について考えていくという会であります。課題小委員会では、今後取り組むべき課題として、いろいろと取り上げているわけですが、中でもいろいろと問題になるのが、例えば、常用漢字表についての問題、あるいは最近ではローマ字書きが姓から書いて、次に名、このような形のものを含めて今後考えていかなきゃいけないことが多いのではないかというような話をしております。また、日本語教育小委員会の方では、日本語教育を国として進めるための基準づくりのようなものを整えつつあるということでもあります。

こうしたコロナの後の対面のコミュニケーションが難しい中で、どのように意思を伝達していくかということをもた改めて取り上げていきたいというふうに考えております。何とぞよろしく願いいたします。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして島谷委員、お願いいたします。

**【島谷会長代理】** 島谷でございます。私、文化財分科会、博物館部会に所属して活動させていただいております。専門は、もともとは日本の書という限定された分野の研究をしておりましたが、東京国立博物館で30年余り勤めて、7年前から九州国立博物館の館長を務めております。

国立博物館を統括する文化財機構という組織がございますが、昨年の4月から、その理

事長を拝命して、博物館の活性化等に努めているところでございます。

先ほど都倉長官の御挨拶にありましたように、コロナ禍によって博物館等の活動が非常に縮小、そして展示等、休館をせざるを得ないような状況に置かれました。テレビ等で、コロナ感染症が広がらないように不要不急の外出は避けるようにというアナウンスが非常に強かったものですから、自粛される方が非常に多く、その間、各博物館等でもいい展覧会の企画をしましたが、全く人が来ない。全くというのは言い過ぎですけども、通常であれば10万から20万来る見込みの展覧会が、3、4万しか来ないような状況がずっと続いておりました。

ようやく今年になりまして、九州で言えば北斎展を開催しましたけれども、これが13万5,000人という、コロナ前のある程度のところまで回復することができました。これは、ほかの国立館でも同様に、待ちかねたように皆さんが来てくださるようになってきております。

コロナ禍においてキャッチフレーズのように言われたのが不要不急の外出は避けてくださいということがあったわけですけども、これまた都倉長官の発言にありましたように、文化芸術活動は不要不急のものではなくて、生きていく人間のための活力を生み、心を豊かにするととても大切なものである。この文化審議会自体が、そういう活動の趣旨を後押しするというふうに認識しております。

そういった形で、今後、両方の部会でいろいろ進めていかなきゃいけないと思っています。殊に2つ目に申しあげました博物館部会、できて2年目でございますが、そこで今度の博物館法改正にも併せまして、博物館の登録制度を見直そうという形で進めております。ここではデジタルの活用であるとか、いろんな発信についての活動であるとか、そういったものをより分かりやすく活性化させていく。登録することによって、登録された博物館のインセンティブを何にするかというようなことを討議しながら進行しております。

まだまだ課題が多くて、研究員、学芸員と称されますけれども、その人たちの制度をどのようにしていくかということも、更にワーキンググループで検討している状況でございます。そういったものをより整理ができた段階で、この総会にも報告させていただこうかと思っております。ありがとうございました。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして島田委員、お願いいたします。

**【島田委員】** 武蔵野大学に所属しております島田徳子と申します。どうぞよろしくお願

いたします。

私は、国語分科会日本語教育小委員会に所属しております。先ほど沖森委員からお話がありましたように、日本語教育小委員会では、外国人の日本語能力の基盤となるような日本語教育の参照枠というものを、これまで整備してまいりました。国内外の日本語学習者が、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにして、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにすることが、この日本語教育の参照枠の目的でございます。

この日本語教育の参照枠は、最終報告を令和3年10月に国語分科会において取りまとめが行われまして、また、日本語教育の参照枠の活用に関するワーキンググループでは、それをどのように効果的に活用するのかというような手引なども作られました。

今年度は、それらのより発展的な充実を目指しまして、ヨーロッパでつくられました言語共通参照枠、CEFRの追加の補遺版というものが2018年、2020年に発表されたわけですが、その中で大きく扱われていますのが仲介という言語活動でして、言語や文化が異なる人たちが共生し、協働する上で必要な能力として、仲介（mediation）という能力が注目されております。

こちらの新しい概念であるとか言語活動について、日本語教育の参照枠でどのように取り入れ、日本語教育の参照枠をより充実したものにしていくかということが、私が担っている小委員会での役割かと思えます。

仲介ということを考える上で、外国人の日本語能力の基準を整備するだけではなくて、受け入れる私たちホスト社会の個人個人がどのように異文化と向き合い、受容していくのかということも同時に検討していく段階に来ているのかなというふうに個人的には考えております。どうぞよろしく願いいたします。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして茶園委員、お願いいたします。

**【茶園委員】** 私、大阪大学で知的財産法を教えております茶園成樹と申します。こちらでは著作権法を担当しております。

著作権法に関しましては、デジタルトランスフォーメーション時代に対応した著作権制度を考えるということが今の重要な課題でございます。デジタル化・ネットワーク化による社会の変革にどのように対応するかという問題ですけれども、デジタル化・ネットワーク化を考えるということは、実はもう言い古された言葉でして、恐らく20年間ぐらい、著作権法は

デジタル化・ネットワーク化にどのように対応するかという問題をずっと考えてきたというところでございます。

とりわけ最近では、インターネット上での侵害、無断利用をいかに抑制するかということに非常に注力してきたわけですが、よく考えてみますと、デジタル化・ネットワーク化によって、とりわけインターネットの普及によって著作権という権利そのものが強化・充実されているという面がございます。強化・充実されているからこそ、そこで新たな侵害という問題が発生しているわけです。

さらに、今後は権利の強化とか充実のみならず、著作権を管理する、あるいは活用するという面で、デジタル化・ネットワーク化についてますます考えていこうという方向になっております。

すなわち、デジタル化・ネットワーク化の悪い面といいますか、悪影響とともに、よい面、好影響というものも十分に考慮されて、それぞれについて、きちんと考えないといけないということになっております。恐らく、この点は、著作権法のみならず、文化行政一般に言えるのではないかと考えております。

このデジタル化・ネットワーク化に関しましては、とりわけ世代間の違いを十分配慮しなければならないのではないかと考えております。若い世代は、デジタル化・ネットワーク化に非常になじんでいます。私のような年寄りの世代は、そうではないということですが、私と同じような年代でも、デジタル化・ネットワークに若い世代と同じように十分になじんでいる方もおられるとは思いますが、相対的には世代間ギャップがかなりあるのではないかと考えております。

世代間によってデジタル化・ネットワーク化との関係とか、デジタル化・ネットワークの受け止め方が様々であって、しかも、文化行政を考える上で、この違いを十分に配慮しないと、なかなかうまくいかないのではないかと。とりわけ若い世代は、文化芸術の受容者といいますか、それを受け止める者であるとともに、今後の担い手であるわけですから、きちんと、その人たちをうまく取り込めるというか、その人たちが共感を持てるような政策を考えていく必要があると考えております。

コロナの影響で社会も大きく変わりました。今後、アフターコロナによって社会が元に戻るのかどうかというのはよく分かりませんが、デジタル化・ネットワーク化はますます社会に浸透していくという方向性は、恐らく変わることはありませんし、たぶんコロナが起こったことで、その方向性はますます強まっていくのではないかと考えておりますので、

繰り返しになりますけれども、世代間も十分配慮しつつ、デジタル化・ネットワーク化について悪い面とともに、いい面というのにも検討して、著作権法のみならず、文化行政について考えて、それによって、日本の文化芸術の発展に僅かでも貢献させていただきたいと思っております。

以上です。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして中江委員、お願いいたします。

【中江委員】 中江有里です。私は、国語分科会国語課題小委員会に所属しております。沖森委員を長にして、毎月、常用漢字の選定であるとか、国語に関する様々な内容をお話しさせていただいております。

今期は、1つに漢字出現頻度数調査というものがありました。それは、常用漢字の数がどんどん増えていく中で覚えなければいけない漢字が増えていくと、やはり負担が重くなるということがあって、漢字の簡易化というか、難しい書き方ではなく、もう少し簡単に慣用されているものは、どちらがよく使われているのかというのをいろんな調査されているのを見ていたんですけれども、もちろん使いやすいというか、難しい漢字よりも簡単な漢字の方が読みやすいし、書きやすいということはあるんですけど、一方で漢字の残されてきた文化というか、美しいものをそのまま消してしまっているのかというような意見も出ています。

私自身も自分が物を書いているものですから、漢字というものが、もうこれしか使っていけないと言われてしまうと表現の幅が狭まってしまうということもあったり、創作活動の上での漢字の在り方ということも私自身の身に迫ってくるものがあります。そういったもののバランスをどのようにうまく自由に、漢字の在り方がありながらも、余り負担を掛けずに漢字に親しんでもらうことについて、私自身も自分の問題として考えていきたいというふうに思っている所存です。どうぞよろしく申し上げます。

【佐藤会長】 ありがとうございました。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして浜田委員、お願いいたします。

【浜田委員】 浜田でございます。失礼いたします。私は、国語分科会、国語分科会の中の更に日本語教育小委員会に分属をさせていただいております。専門は日本語教育です。

現在、在留外国人、日本に住む外国人は、2021年末で276万人となっております。これは、都道府県に例えますと、上から並べて全国で11位、12位ぐらいに当たる数というふうなこと

で、もう日本にお住まいの外国人の方の存在というのが、ますます大きくなっているということがお分かりいただけるかと思います。

コロナ禍の影響で少し数としては減少したのですけれども、また水際対策が緩和されまして、今後は増加を続けていくことが必至であるというふうに言われております。

こうして日本に移住をしてこられた外国人の方に、十分にその能力を発揮していただき、日本社会の一員として働いていただくためには、やはり日本語の能力を身につけていただくことが重要かと思います。

日本語教育小委員会では、日本語教育を進めるための体制づくりに関する議論を行っております。日本国内での日本語教育を行う場といいますと、日本語学校ですとか、大学ですとか、企業ですとか、拡大しているわけなんですけれども、やはり、その中心を担っているのは、地域で生活する人々に対する、いわゆる地域日本語教育と呼ばれる場です。

しかし、この地域日本語教育というのは、その多くが無償のボランティアの方々の活動に依存しているという現状があります。コロナ禍の中でもボランティアの方々の平均年齢は実はかなり高いんですが、その方々がオンラインのスキルを身につけて、外国人の方の支援を絶えないように努力してこられているという現状がございます。

しかし、そのボランティアの方々の確保すら、今、非常に難しい地域が出てきておりまして、この体制にこのまま依存していくというのでは持続がなかなか難しいという現状です。

一方で、諸外国ではどのようにしているかということを見ますと、例えば外国人材を積極的に受け入れている国の中には、外国人の方に失業給付を支給しながら、その国の言語を身につけてもらい、一定期間、学習に専念してもらって高い能力を身につけてもらって、その後、就労の支援を行い、その方々が活躍できる場を提供するといったような充実した制度を持っている国も多うございます。

こういったことを考えますと、日本で受け入れた外国人への日本語教育の体制というのは、まだまだこれから改善すべき点が残されているのではないかと感じております。

その体制づくりの一步として、現在、日本語教師、日本語教員の資格が有識者会議で検討されているわけですが、力のある専門性の高い日本語教員を育てていくということ。また同時に日本語を教えるという仕事が、特に待遇面も含めまして魅力的な職業として多くの人々を集めるようになること。そういったことを考えながら、資格制度の在り方について検討する必要があるというふうに考えております。

また、先ほど沖森委員、それから、島田委員からも御紹介がありましたように、日本語教

育の質を向上させるということを目的といたしまして、EUが作成したCEFRを基にして、日本語教育の参照枠というものを前期に作成いたしました。

現在、その仕上げということですのでけれども、その仕上げの作業の一つとして非常に重要な作業と考えておりますのは、日本語教育の参照枠を活用して、地域で日本語教育を進めていくための考え方というものを「地域における日本語教育の在り方について」という報告として取りまとめを行う、現在、その作業を進めているところでございます。

地域日本語教育といいますと、どうしても特定の地域の課題というふうなイメージになってしまうかと思うんですけれども、実は少子高齢化を抱えた地域の社会全体の活力に関わる問題でもあります。外国人、個人の生活の質とかキャリアに関わるものであるというのはもちろんですけれども、実は国としての社会の在り方、あるいは経済も含めました全体の未来の姿というようなものに関わる重要な課題だと考えておりますので、是非とも国としてのグランドデザインをきちんとつくっていきたいというふうに考えております。その意味で、本審議会のほかの課題とも共通点がございますので、委員の先生方からいろいろ学ばせていただければありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして藤井委員、お願いいたします。

**【藤井委員】** 藤井でございます。私は、文化財分科会に所属しております。そして、個人的に専門としては建築の歴史を研究してきております。

文化財分科会にいますけれども、文化財というのは一体何かというのは常に考えなきゃいけないんですけども、私は、あらゆる意味で私たちの生み出してきた日本の文化について、それを具体的に語る証拠となるもの、こういうものが文化財であるというふうに考えております。

ですから、例えば対外的に日本がどういう国なのかというのを発信するときに、少し歴史的なことを発信しようと思ったら、その根拠となるものを保護するのが私たちの役割ではないかというふうに思います。それゆえ、こういうものは失ってはいけない、確実に保護しなきゃいけないというふうに考えております。

近年、大きな問題になりましたのは、例えば鉄道で港区から発見された高輪築堤という遺跡が出てまいりました。これは、新橋と横浜の間を鉄道が通るわけですが、その軌道となる土台が出てきた、築堤が出てきたということなんですけれども、これも辛うじて一部残すこ



とができたわけです。

例えば以前ですと、長屋王の邸宅という奈良に大変重要な邸宅が1986年から89年の発掘で出てきたわけですが、これは残念ながら、そのバブルの開発に重なっているわけで、跡形もなくなってしまうのですが、これも行く末は必ずしもいい状況でありませんが、その会社は倒産をしていくみたいなことになっています。

ですから、私たちは何をしなきゃいけないかというと、高輪築堤の場合には、幸いにも一部ではありますが、残すことができた。これは、やはり日本の近代における鉄道遺産として非常に重要な、まさにシンボル、インフラストラクチャー、中心的なものだったわけで、こういうものを失わない努力を重ねていくことが重要なんじゃないかと思っております。これは長屋王のときに比べれば大分進めることができた、一部ですけれども残すことができたからね。

このような過去の私たちの行ってきたことを証明するものをとにかくきちんと後世に伝えて、それがどういうものであるかというのを明らかにしていくというふうなことを連続と続けていく必要があると思います。

数年前の文化財保護法の改正におきまして、文化財の保護と、それから観光を両輪として考えていこうということになったようです。これは、文化財にとっても大変重要なことでありまして、国民に対して、あるいは海外に対して、日本がいかに優れた文化を持っているのかというのを発信する一つの方法である。それから、保護を進めることが、よりできるようになると思いますけれども、観光の場合ですと、文化財そのものが消費されていく、目減りしていくという危険性があるのですが、両者の健全な関係を模索しながら進めていくとかじ取りをしなきゃいけないので、これはこれで大変大きな役割が残っていると思います。

今、文化庁の方で「文化財の匠プロジェクト」ということで、失われつつある技術を幅広く支えていこうという作戦を立てているわけで、これは大変に有効な方法なので、大変地味なんですけども、まさに文化を失わないという意味において高く評価したいというふうに思っております。

それから、個人的なことなんですけども、コロナという大変大きな事件が、この3年ぐらいい起きているわけです。思い起こしますと、私の経験の中では、大学闘争というのが1970年代に来ております。それから東日本の震災が起きました。それで何があったかというと、大学闘争のときには、実は大学は2年ぐらいい機能停止しました。この時期に授業はなかったの

ですが、それを経験した人たちは大変多く大学の教員になっております。ということは、大事なことは、そこではなかった、そういうことを考えることが重要だということです。失われたときにカバーできる。

それから、震災も現地は大変大きな被害が起きたわけだけでも、次の災害に対する対策をどう打つかということで様々なことが考えられました。ですから、そういう次の災害であるとか、困った事態については、何を拾えるかという次なる努力が求められていると思います。

ですから、これも直近のことですから将来的にどうなるか分かりませんが、文化として捉えるならば、ネガをポジに転換させる工夫・努力というのが私たちに求められていると思います。こういうことを粘り強く考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして松田委員、お願いいたします。

**【松田委員】** 松田陽でございます。専門は文化財や文化遺産と呼ばれているものの作り方と使われ方です。

この文化審議会の中では、世界文化遺産部会、無形文化遺産部会と文化政策部会の3つの部会に所属しながら、今期も活動させていただきます。

何を言おうかと考えていたんですけども、今、藤井委員に言おうと思っていたことを結構取られてしまいました。後の順番になると、そういうことが起こってくるものですので、私の話は手短になります。今期は、藤井委員と同じく、文化財や文化遺産と言われているものの活用に私も注視していこうと考えております。

コロナ禍の前からも文化財を活用していくんだということは、先ほど藤井委員のお話にもありましたが、かなり強調されてきました。これは、少子高齢化とかを考えますと不可避だと感じておりました。

文化財や文化遺産の活用となると、とりわけ観光振興、更に言えばインバウンドの観光振興が前に来て、そのために文化財を活用するという話が多く、また、そのような事業や制度設計も進められてきたと個人的に感じております。

これは、先ほど言いましたように不可欠だと感じながらも、こんなに一気に進めて大丈夫なのかな、本当にここに計画的な長期的な戦略はあるのだろうか、少し不安、また疑問に思う点もありました。私の同僚たちには、強く批判する方々も少なからずいたことは、ここでも共有しておいてよいかと思っております。

ところが、コロナ禍が起こり、外から日本に入ってくる方が激減してしまったために、いやが応でもインバウンドの波が途絶えました。ですので、ここで一息ついて、冷静に地に足のついた文化財の活用の在り方を考え直せると考えております。

言い換えれば、「観光振興のために文化財を使う」というのが、コロナ禍の前の考え方があったとすれば、これからは「文化財のために観光を使う」ことを考えるべきだと思います。いずれが先に来るべきかを冷静に考え、本末転倒を避けるということです。コロナ禍の結果、ちょっと時間ができ、その間にたくさん考えること、情報収集できることがありましたので、今期はその成果を3つの部会で発言し、貢献できればと思っております。

私からは以上となります。今期もどうぞよろしく願いいたします。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。もし忘れなければ、事務局と五十音順を逆方向でお話しいただくということも相談してみたいと思います。

それでは、次に宮崎委員、お願いいたします。

**【宮崎委員】** 宮崎法子と申します。今、実践女子大学で美術史を教えております。美術史ですが、特に中国美術史で、部会としては藤井委員と同じ文化財分科会、あと美術品補償制度部会に現在は所属しております。

ずっと大学で教えておまして、現場には直接的関わりはないんですが、大学の美術館を博物館相当施設として造って申請して、そういうことに関わってきております。現在も一応館長をしております。

また、美術史は、机上で研究よりか、研究活動の中心は調査に費やされておまして、世界中の、特に中国美術品の場合は、中国の各地の美術館、台湾、そして、アメリカ、あとヨーロッパの様々な美術館の調査、日本国内の各地の美術館の調査を行ってきております。

そのときに現場の学芸員の方たちと、いろいろお話をして、働き方の状況とか、美術館の作品に対する保存とか、あるいは、どういう形でコレクションを増やすのかというようなことに、様々なケースがあることを学んできました。

その中で特に感じますのは、日本の美術館におけるマンパワーの圧倒的な不足。本当に、よくこれでやっていけるなと思うぐらいの少ない人数で、国立とか、そういうところであっても、諸外国に比べると人員が本当に少ない中で多くの仕事や展覧会をこなしていると感じます。

そういう中で、日本では美術品の保存と、更に活用ということが今求められていて、保存だけでも相当大変な状況ではないかと思いますが、更に活用となると、現場の人たちの声を

聴いても、もうかなりぎりぎりのところにあり、課題が増えている状況にあると思われま

ただ、文化財分科会で、今、文化財の保存活用地域計画が各地の自治体から出されてきているのを拝見しますと、最初は、かなり観光に資する目的に特化するような形で進むのではないかという危惧があったのですが、文化庁さんの様々な事前の相談を通じてか、まず、地域にどういう文化財があるかということ徹底して確認するという大きな作業ができているという点で、この保存活用地域計画の策定という事業は、ペーパーワークが物すごく膨大ではないかというおそれを感じる一方で、それでも全国の自治体が地域の文化財に目を向けるという意味では、やはり意義があつて、それをすぐに観光に結びつける形ではなく保存しつつ、教育などに活用していくという形で、計画が出てきていることは、最初思っていた懸念が払拭されたと感じます。

ただ、これも、どのように進んでいくかというのは、それぞれの自治体、あるいは国のかじ取りとかによりますので、要するにお金にならないけれど守っていくべきものにちゃんと手当をするという方向を文化庁さんには期待しています。

あと、博物館部会で、先ほど島谷先生がおっしゃったように登録制度という法改正が行われましたけれども、インセンティブの最初に美術品補償が得られる、つまり、保険を国家がカバーしてくれるというのが挙がっているのですが、補償部会の方で問題になっているのは、その制度が非常に使い勝手が悪い、申請がとても少ないということです。

なぜ、そうかといいますと、5億円以上の損害に対する保険で、5億円以下は各自が入る保険会社がカバーして、それ以上のところを補償する制度なので、よほど大きな展覧会でなければ、そもそも申請の条件を充たさないことと、かつて盛んだったようなブロックバスター的な展覧会で、新聞社とか放送局が関わって、そこが申請作業をしない限りはとてもできないような、非常に詳細で膨大な書類が必要になります。

それが博物館の登録制度で、登録すると、その申請が可能になるというのは、実情とはかけ離れています。両方の会に出ている私がどうすべきだったのかという反省もありますが、直近の補償部会では、文化庁さんの方が、余りに申請が少ないということで、コロナ禍ということもありましたが、それを除外しても本当に申請が少ないので、何とかしようという方向が、それはこれまでも専門委員会や部会の側から、何度ももっと使い勝手のよいものという要望を挙げてきたのですが、多分、財務省的なところで、それは難しいとなつて、それで終わっていたものが、このままではちょっと問題だということで、少しそういう方針が示され変わってきてきたことはよい兆候と思います。

ただ、大きな展覧会でしか申請できないということは当面変わらないと思われませんが、委員が、申請書を徹底的にチェックし、真面目に仕事をすればするほど申請が難しく、ハードルが上がるという、矛盾があったと感じていますが、保険の会社出身の方からの、今後チェックすべきところはチェックして、国家補償の免責額の5億円までのところは、もうこちらでではチェックしないという提案があり、変化の兆しが見られました。

それも含めて展覧会とか美術館の在り方、特に、来場者が多ければ多いほどいい展覧会だという見方から、そういう展覧会がしにくくなったというコロナ禍を通じて、何かが変わっていくのではないかという期待が共有されていますが、今後どのようになっていくか、見ていきたいと思っております。

以上です。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

それでは、最後となりますが渡辺委員、お願いいたします。

**【渡辺委員】** 作曲をやっております渡辺俊幸です。作曲の分野については、いわゆる歌物と呼ばれるポップスから、テレビドラマや映画、アニメなどの背景音楽、また、昨今はオペラなども書きまして、純音楽の分野でも作曲をしています。ジャンルの意味ではかなり幅広く活動しているタイプの作曲家であります。

今回の文化推進基本計画2期に向けての内容は、とても素晴らしいと感じております。文化芸術の分野について書かれている中で、我が国の漫画、アニメ、ゲーム、音楽等の創造や世界への発信を促進するための具体的な施策が提案されており、とてもうれしく思っています。

ただ、音楽に関しまして、今、DX時代ということでデジタル時代における文化芸術を花開かせるという言葉が書かれておりますが、その言葉の持つイメージによって、究極のアナログ的音楽演奏形態と言える、いわゆるクラシックを演奏するオーケストラに関して、今まで以上に手厚く助成をして、そして世界的レベルに育て上げていくことの価値というものを忘れないようにしていただきたいと思っております。

例えば、今回の施策の中に書かれている映画やアニメやゲームを世界に発信していくことではありますが、そのための音楽には生のストリングスサウンドというものが欠かせないと言えます。それを演奏する演奏家の多くは、音楽大学でバイオリンやビオラやチェロなどを学んで、そこでアンサンブル力を身につけて、そしてプロオケに入団できるレベルに達した方々です。

こういった演奏家たちは、音楽大学で学んだ後にプロのオーケストラに入ってそこで海外の指揮者を含めた有能な指揮者によって更に鍛えられて腕を磨いていきます。そこで腕を磨くことで、更にアンサンブル力を高め、技能を高め、音楽をどのように表現したらより感動的になるか、そういったことを身につけていくわけです。

ですから、映画やアニメやゲームなどに付随する音楽の演奏を海外に劣らない世界水準のものにするためには、優れた演奏家を育てるという事を忘れてはならず、そのために日本におけるプロオケ、プロのオーケストラの演奏レベルをよりレベルの高いところを目指させるために手厚く助成するということが非常に重要であると感じます。

昨今は、こういうデジタル時代になってコピーの問題等もいろいろあり、CD等の売上げがどんどん減少しているわけですね。そうしますと、レコード会社の収益は当然のことながら激減しているという状況であります。

そうしますと、ポップスの世界において、歌物の世界において、楽曲制作に予算を掛けられないという状況になっているんですね。昔ですと大ヒットというと100万枚とかいう単位で売れるアーティストがいて、そうすると大きな収益がレコード会社に集まり、それほど売れないものに対して、あるいはクラシックのような楽曲に対しても予算を掛けられるという状況がありましたが、今はもう大ヒットといっても10万枚がせいぜいみたいな状況になりましたから、1万枚売れるだけでヒットチャート10位以内に入ってしまうというような状況ですから、1980年代、90年代と大きく違う状況に陥っている。

そういう状況ですと、歌物の世界において、かつてのように、いわゆる生でストリングスを演奏するような状況はほとんど皆無になってきました。予算を掛けられないために、そのシミュレーションをするために、いわゆる生のストリングスをサンプリングした音源を使用して、それを打ち込みという方法でプログラミングすることで、あたかも生のストリングスのように聞かせていくというようなことで予算を削減した中で、何とかかつてのようなサウンドをつくる、あるいは今の時代ならではのサウンドを構築していくために生のストリングスを使いたいなと思っても使えないので、そういうサンプリング音源で代用するというようなことで、コンテンツが作られているという現状なんです。

そうしますと、私たちが耳にしている今の音楽というのは、ポップスに関してですけども、ほとんどの作品は、そういうサンプリング音源を利用した、いわゆる生ではないストリングス、全体が生の部分といったら、生のピアノとエレキベースぐらいで、ドラムも最近はサンプリング音源で演奏しているということが多いです。私たちが今耳にしている音楽の内容

というものは、本当に生の音源を聞くという機会が物すごく激減しているということなんです。

そのような時代が続けば続くほど、究極の生のサウンドと言える、いわゆるオーケストラのサウンドですね。オーケストラというのは、会場でPAも使わずに、奏者が演奏したままが耳に入ってくるという本当の意味での究極の生音の世界なわけです。

こういう時代が続けば続くほど、そういう音を耳にしたときの感動というのは物すごく高まると私は感じていて、例えば若い世代においても、彼らが、今、耳にする音楽の中にゲーム音楽というものがあります。ゲームをしながらゲーム音楽を聞く。ゲーム音楽に関しては、ゲーム本体がとても売れる場合、予算を掛けられるということもあって、唯一、生のストリングスを大きい編成で録音するという機会も中にはあるんですが、全体においては、ゲームをする中で流れてくる音楽というのは、やはりシミュレーションされたサンプリング音源を使った音楽であるわけです。

そして、その若者たちは、喜々としてゲームをやり、その音楽が刷り込まれていく訳ですが、その音楽を実際に生で演奏したものを聞きたいという欲求が高まる結果なのか、フルオーケストラの生のオーケストラで演奏するというコンサートが昨今とても成功しているんです。

小さな世界のデジタル音源で聞いているものを、本当の意味での生の豊潤なサウンドで聞く体験をした時の感動がとても大きく、文化的な意味においても若者たちの音楽的感性を高める結果につながっていると感じます。しかし、オーケストラという形態は本当にコストパフォーマンスが悪い演奏形態ですね。

例えばポップス系アーティストがコンサートを開くときに、歌手がいて、そしてバックバンドが5人いる、あるいはバンドだけで演奏するといった場合、演奏家の数は10人にも満たないわけです。そのぐらいの数で5,000人のホール、1万人のホールをいっぱいにしてしまうというアーティスト系のコンサートもあるわけですが、それと比べた場合、オーケストラは2,000人ぐらいのホールでしか生で演奏するという形態はできませんから、最高でも2,000人。その条件の中で70人以上の規模の人たちが演奏しているということで考えると、いわゆるポップスのコンサートと比べて本当にコストパフォーマンスが悪いし、利益を得るということが物すごく難しい形態なわけです。

それでも、私のような音楽家の視点に立って考えると、オーケストラというものを絶やしてしまったら、本当に世界に向けて様々なコンテンツを発信していくときに、結果的には、

ポップスであろうが、映画音楽であろうが、世界水準と比較して貧しい音楽になっていくという可能性があるということを強調したいのです。

ですから、デジタル時代ということで、伝統的な音楽とか、オーケストラというものに目が向きにくくなるような現代であります。実はオーケストラというものを強力に助成して維持していくことが我が国の音楽文化において非常に重要なんだということを念頭に置いていただいて、今まで以上に助成をお願いしたいと思っております。

以上です。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。多様な話を聞かせていただきまして、私、個人的にも大変勉強になりました。ありがとうございました。各分科会・部会等で文化芸術や文化財の保存活用、国語や著作権などをはじめ、多様な審議をしていただいて、前向きに審議を進めていただいているということがよく分かりました。

ただ一方で、ウイズコロナ・アフターコロナの時代、あるいはデジタル時代を迎えた中で、各分科会・部会において、これから新しい課題をどのように乗り越えていくかということで、それぞれ、これから更に審議を進めていただくことになろうかと思いますが、皆様、是非多い審議を進めていただきますよう、御協力をお願いいたします。

最後に、今後の予定につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

**【須原企画調整課企画調整官】** それでは、資料5に基づきまして説明させていただきます。第2期計画の策定のスケジュールを中心に説明させていただければと思います。

まず、本日、総会を開かせていただきまして、その後、文化政策部会におきまして、計画の具体的な検討を進めていただきます。その中では、Webでの意見聴取等も行いまして、あと団体のヒアリング等も、どういう団体を行うのか選定いただきまして進めていただくということを予定しております。

文化芸術推進会議というものを黄色い四角で書かせていただいておりますが、これは各関係省庁との事務的な会議でございます。関係省庁の御意見も踏まえつつ、2期計画の具体的な内容について検討していただくことになります。

そして、11月に文化審議会の総会の2回目を予定しております。ここまでで中間的な報告を文化政策部会にまとめていただきまして、総会の方に御報告していただくということを予定しております。

さらに、文化政策部会におきまして議論していただき、また、各分科会・部会におかれても、この計画に盛り込む内容について御提言があると思いますので、そういった内容も踏ま



えまして、最終的には3月に答申としてまとめまして、総会の方で決定していただくということになります。その後、閣議決定ということを用意しております。

総会の次回の日程につきましては、後ほど改めて御連絡したいと思います。

以上でございます。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。また改めて今年度、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議題、その他、一通り終わりましたので、これで閉会とさせていただきますと思います。皆様、どうもありがとうございました。

— 了 —